

議 第 309 号

平成28年12月5日提出

当せん金付証票の発売限度額の変更について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票に係る平成28年度の発売限度額に関し、次のように変更する。

熊本市長 大 西 一 史

平成28年度当せん金付証票発売限度額 「5,500,000千円」を
「8,800,000千円」に変更

（提出理由）

平成28年度の当せん金付証票の発売限度額を変更するため、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。